手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応についてのお知らせ③

2025年11月17日

お客さま各位

平素は西武信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手に関しましては、2021年6月に政府にて閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化を図る」とされており、全国銀行協会では「2027年４月に手形・小切手を決済する電子交換所を終了する」としています。

こうした状況を踏まえ、当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けて、下記の対応を実施することといたしましたので、ご案内申しあげます。

記

1．手形・小切手（パーソナルチェック・自己宛小切手等を含む）の新規発行を終了いたします。

手形・小切手の新規発行受付終了：2026年３月31日（火）

2．当座勘定規定を改定し、払戻請求書による当座預金からの払戻しの受付を開始いたします。

当座勘定規定改定：2026年4月1日（水）
払戻しに際して正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがございます。
※規定の改定内容の詳細については、こちらをご覧ください。

3．未使用の手形・小切手用紙の買戻しを実施いたします。

当金庫が発行した未使用手形・小切手用紙について、買戻しを実施いたします。

買戻し受付期間：2026年4月1日（水）～2026年9月30日（水）

※既に当座預金を解約している場合や毀損分等は買戻しの対象にはなりませんのでご注意ください。
※買戻しにかかる詳細については後日ホームページ等でご案内いたします。

4．他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付を終了いたします。

受付終了：2026年9月30日（水）

2026年9月30日（水）をもって、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了いたします。

5．手形・小切手の最終振出期限を設定いたします。

最終振出期限：2026年9月30日（水）

当座勘定から支払いを目的とした手形・小切手の振出期限を2026年9月30日（水）といたします。期限超過後に振出された手形・小切手は当座勘定からの支払いが出来ません。

6．紙による割引手形の受付を停止いたします。

紙による手形の割引停止：振出日 2026年10月1日（木）以降

政府・金融業界が一体となって、2026年度末までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しております。西武信用金庫では「西武ビジネスWebサービス」「でんさいサービス」をご用意しておりますので、お客さまにおかれましても、これを機に電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

以上

ご相談・お問い合わせ先

詳しくは当金庫お取引店舗までお問い合わせください

受付時間　9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

SEIBU 西武信用金庫